

農業担い手メールマガジン（第130号）

インデックス

- 現場の皆さんへ ～食料自給率向上のための戸別所得補償制度～
- 事業活用のポイント ～戸別所得補償制度モデル対策～
- 農業担い手経営相談コーナー
～米のモデル事業における集落営農の要件と交付金単価について～

現場の皆さんへ ～食料自給率向上のための戸別所得補償制度～

全国の担い手の皆さま、本年も農業担い手メールマガジンをよろしくお願い致します。新年を迎えるにあたり、農政の大転換の第一歩となります戸別所得補償制度のモデル対策の骨格が昨年末に決まりましたので、今回は戸別所得補償制度のねらいについてご紹介いたします。

戸別所得補償制度は、意欲あるすべての農家が農業を継続できる環境を整え、創意工夫ある取り組みを促していくことを目的としています。このモデル対策の主なねらいには、次のような3つの側面があります。

まず第一は、「食料自給率の向上」です。農地が限られる我が国において、食料自給率の向上のためには、水田を有効に活用することが不可欠です。そのためには、米の需給調整を効率的に進めつつ、水田作の麦・大豆の反収向上、麦の二毛作の飛躍的拡大、不作付水田における米粉用・飼料用米の作付け拡大等に取り組む必要があります。こうした課題に着実に取り組むには、水田における麦、大豆等の作付拡大を進めるのに併せて米を対象にした所得補償を実施し、「水田農業の担い手」の経営を支えながら、主食用米以外の作物の増産を促進していくことが重要になります。

第二は、「農業経営の改善」です。米については、近年、販売価格が生産コストを恒常的に下回る状況となっているにもかかわらず、これまでコスト割れを補う支援策がなかったことから、米に対して一定額の助成を行うことにより、稲作農家の経営継続を支援し、将来の経営発展の機会を確保することが必要です。

第三は、「生産調整の見直し」です。米の生産を抑制することを目的に、米の生産調整を麦、大豆等への支援の要件としていた従来の手法を転換し、米の需給調整は米のモデル事業で支援する仕組みとし、需給調整に参加した農家だけが米のモデル事業のメリットを受けられることとなります。一方で、自給率向上事業では、米の生産数量目標の達成にかかわらず、水田における麦、大豆等の生産を支援することで、これまで需給調整に参加してこなかった農家も段階的に需給調整に取り組むことが可能となります。

農林水産省では、来年度から実施する戸別所得補償モデル対策を円滑に導入するため、今月半ばから来月上旬にかけて、本対策の推進及び実施に携わる行政、関係団体の担当者等を対象に戸別所得補償モデル対策に関する説明会をブロック別、都道府県別で開催しています。また、市町村、集落単位での説明会も行う予定ですので、是非御参加いただき本制度への理解を深めていただきたいと思います。戸別所得補償制度については、23年度からの本格実施に向けて、これからも議論を重ねていきたいと考えておりますので、ご意見等あれば何なりとお寄せください。

■ ご意見・ご質問は下記へお願いいたします

→ <https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/fefe.html>

事業活用のポイント

～ 戸別所得補償制度モデル対策～

自給率向上のポイントとなる麦・大豆・米粉用米・飼料用米などについて、シンプルで分かりやすい助成体系の下に生産拡大を促す対策と、水田農業の経営安定を図るために、販売価格が生産コストを恒常的に下回る状況となっている米に対して補てんする対策をセットで行います。

○ 水田利活用自給力向上事業

自給率向上のために水田で麦・大豆・米粉用米・飼料用米などを生産する販売農家・集落営農に対し、主食用米並みの所得を確保し得る水準を国からの直接支払により実施します。交付単価は、水田での作付面積に応じ、全国统一単価（その他作物を除く）で交付します。

あわせて、交付単価がこれまでの対策に比べて減少する地域の影響を緩和するため、交付単価の加算ができる激変緩和措置を講じます。

○ 米戸別所得補償モデル事業

意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整備することを目的に、米の生産数量目標に従って生産する販売農家・集落営農に対し、主食用米の作付面積10アール当たり1万5千円を定額交付するとともに、米の価格が下落した場合には追加の補てんも行います。

交付金を受け取るためには、加入申込書、交付申請書などの提出が必要になります。加入の申込みは4月～6月、交付金の支払いは、12月～3月になります。

■ 戸別所得補償制度に関する資料はこちら

→ http://www.maff.go.jp/j/seisaku/kobetu_hosyo/index.html

農業担い手経営相談コーナー

～ 米のモデル事業における集落営農の要件と交付金単価について～

Q．米のモデル事業の対象となる集落営農には面積要件はあるのでしょうか。構成農

家が3戸程度でも対象となるのでしょうか。

A．米のモデル事業の対象となる集落営農については、面積要件はありません。複数の農家で構成され、規約を有し、米の共同販売経理を行っていただければ対象となります。

共同販売経理につきましては、集落営農で取り組む作物の生産・販売に関する収支を管理するための組織（代表者）名義の口座を開設していることが要件であり、その写しで確認することを考えております。

Q．集落営農等への集約や組織化の促進のために、営農組織や認定農家等の担い手グループと個人農家に交付金の差をつけることはできないのでしょうか。

A．今回のモデル事業の交付金は、全国一律の単価を使用することから、集落営農等で作業を集約するなどにより効率的な経営を行えば、その分コストが下がり、個人経営よりも交付金のメリットが大きくなることになっており、そのままだと規模拡大へのインセンティブが湧く仕組みとなっています。

また、集落営農で水稻共済に加入すれば、水稻作付面積が10アール程度の農家でも交付金が受け取れることが、集落営農で加入することのメリットになります。

集落営農等への集約を更に進めるために加算を設けるかどうかにつきましては、モデル事業の実施状況を見つつ、本格実施の制度設計において検討していく考えです。

■ 農業経営に関するご相談、ご質問は下記へお願いいたします

→ <https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/fefe.html>

編集後記

本年は、今回特集しました戸別所得補償制度や、農山漁村の6次産業化など、農政における新たな取組がはじまる年です。また、農政についての中長期的な方針を示した「食料・農業・農村基本計画」の見直し作業を行っているところです。

本年も現場の農業者や農業関係者の皆さんとの双方向の情報交換ツールとして有用なメルマガを目指してまいりたいと思いますので、今後ともご意見・ご質問お待ちしております。（K）

○ 電子出版：農業担い手メールマガジン

○ 発行日：毎月2回発行

○ 発行元：農林水産省経営局経営政策課 担当：加藤

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

→ <http://www.maff.go.jp/j/ninaite/index.html>

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから

→ http://www.maff.go.jp/j/ninaite/n_mailmaga/index.html

このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから

→ <http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

